

いずみ

練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

2021

春

Spring

vol.122

特集

税制改正の
あらまし

sumica 武蔵関支店
小澤 芽生さん(左)
古川 真帆さん(中)
藤澤 有里さん(右)



詳しくは
こちらから

C O N T E N T S

- | | | | |
|--------------------------|---|---------------------------|----|
| ■ 令和3年度事業研修会計画 | 2 | ■ 税の漫画講座 | 10 |
| ■ 練馬西税務署からのお知らせ | 3 | ■ 部会・委員会活動報告 | 12 |
| ■ 令和3年度版 税制改正のあらまし | 4 | ■ 東法連退職金制度のお知らせ | 13 |
| ■ 都税事務所からのお知らせ | 7 | ■ 30周年記念 川柳募集のお知らせ | 14 |
| ■ 税理士会ニュース | | ■ お知らせ、編集後記 | 15 |
| ■ 社長さんこんにちは | 8 | ■ 故事名言、東京商工会議所、表紙の人 | 16 |

練馬西税務署からのお知らせ

2021年度 税務職員募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、
我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

- ◇受験資格 1 2021(令和3)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2018(平成30)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2022(令和4)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

- ◇申込手続 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
2 受付期間
令和3年6月21日(月)9時から令和3年6月30日(水) [受信有効]まで
3 受験案内交付期間
令和3年5月7日(金)から令和3年6月30日(水)まで
9時から17時まで(土曜日及び日曜日を除く。)
4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは
人事院各地方事務局(所)
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

- ◇試験日 第1次試験 令和3年9月5日(日)
第2次試験 令和3年10月13日(水)から令和3年10月22日(金)までの
うち指定された日時

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】 東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表)03-3542-2111 内線2169

令和3年度事業研修会計画(予定)

本部事業		
企業経営セミナー	5月27日(木)	法人会 会議室
第10回 通常総会	6月7日(月)	勤労福祉会館
税金〇×クイズと映画鑑賞	8月予定	光和小学校
健康セミナー	9月16日(木)	法人会 会議室
役員合同研修会	10月21日(木)	勤労福祉会館
税制税務委員会研修会	11月29日(月)	勤労福祉会館
30周年記念式典・祝賀会	令和4年1月26日(水)	ホテルカデンツァ東京
企業経営セミナー	令和4年3月9日(水)	法人会 会議室

同好会		
30周年記念チャリティゴルフ大会	10月19日(火)	おおむらさきゴルフ倶楽部

協賛事業		
簿記講座(日商3級)(計6回)	9月開催予定	法人会 会議室(2021年)
年末調整説明会	11月4日(木)	大泉学園ゆめりあホール(午前・午後)
	11月5日(金)	関区民ホール(午後)

支部事業		
2支部 研修会	7月5日(月)	石神井交流センター
4支部 研修会	7月予定	東京信用金庫 武蔵関支店
3支部 研修会	9月7日(火)	上石神井南 地域集会所
5支部 研修会	9月17日(金)	未定
1支部 研修会	9月予定	未定
6支部 研修会	9月予定	西武信用金庫 大泉支店
7支部 研修会	11月予定	大泉地域集会所

女性部会事業		
30周年記念式典・祝賀会	10月13日(水)	ホテルカデンツァ東京
絵はがきコンクール 表彰式	12月8日(水)	勤労福祉会館

青年部会事業		
野外研修会	7月予定(日)	未定
秋季研修会	9月17日(金)	OZバンケットホール
30周年記念式典・祝賀会	10月28日(木)	ホテルカデンツァ東京
献血大会	11月11日(木)	練馬西税務署 駐車場内
租税教室	4月～令和4年2月	練馬西税務署管内 小学校

源泉部会事業		
第1回研修会 開講式	6月25日(金)	勤労福祉会館
第2回研修会 税制税務委員会共催	8月23日(月)	勤労福祉会館
野外研修会	9月10日(金)	未定
第3回研修会	10月29日(金)	練馬西税務署
第4回研修会 閉校式	令和4年2月4日(金)	練馬西税務署



令和3年度版 税制改正のあらまし

I 法人税関係

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税率について、年800万円以下の所得に對する軽減税率の特例15%本則19%の適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和5年3月31日までに開始する事業年度まで適用期限が延長されます。

(2) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等取得等した場合に30%の特別償却又は7%の税額控除が適用できる中小企業投資促進税制について、以下の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

① 対象となる指定事業に以下の事業を追加

イ 不動産業

ロ 物品賃貸業

ハ 料亭、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る)

② 対象となる法人に商店街振興組合を追加

③ 対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

なお、商業・サービス業等を営む中小企業者等を対象とした商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に整理・統合された上で、適用期限(令和3年3月31日)の到来をもつて廃止されます。

2 産業競争力の強化

(1) デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、産業競争力強化法を改正し、同法に定める事業適応計画(仮称)に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、以下の税額控除又は特別償却ができる措置が創設されます。

【DX投資促進税制の概要】

対象設備	税額控除 又は 特別償却	
	3%	30%
ソフトウェア 繰延資産 機械装置 器具備品	他社とのデータ連携に係るものは5%	

※設備投資総額の上限：300億円 設備投資総額の下限：売上高比0.1%以上 税額控除の上限は、カーボンニュートラルに向けた税制措置と合わせて当期の法人税額の20%となります。

適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、対象設備の取得等をした場合に適用されます。

(2) 研究開発税制の見直し及び延長

① 総額型及び中小企業技術基盤強化税制の見直し
厳しい経営環境にあつても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除上限が最大で30%(現行：25%まで引き上げられます。また、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブを見直すとともに、控除率の下限が2%(現行：6%)に引き下げられます。

② 試験研究費の定義の見直し
研究開発税制の対象に、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費が追加されます。

適用時期

①の改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。
②の改正は、令和3年4月1日以後に適用されます。

(3) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し

人材確保等促進税制について、新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促進する観点から、2年間の時限措置として、新規雇用者に対する給与を2%以上増加させた企業に対して、新規

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(3) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等取得した場合に即時償却又は10%(資本金3,000万円超1億円以下は7%)の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備(仮称)を追加した上で、適用期限が2年間延長されます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(4) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、所得拡大促進税制の要件について、従来の①雇用者給与等支給額が前年度を上回ること、②継続雇用者給与等支給額の1.5%以上増加という要件を雇用者給与等支給額の1.5%以上増加に見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

中小企業における所得拡大促進税制の見直し	
	改正案
要件	・雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
税額控除	・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 ・継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ(合計25%) ・税額控除額は法人税額の20%を限度

※1 雇用者給与等支給額とは、適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。
※2 継続雇用者給与等支給額とは、継続雇用者(法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定のもの)に対する適用年度の給与等の支給額をいいます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。

(5) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&Aを実施する中小企業の特有のリスク(簿

雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除できる措置に見直されます。

また、事業変革に向けた人材投資(教育訓練費)を増加させた企業に対しては、税額控除率が5%上乗せされます。

適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

(4) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設(大企業向け)

コロナ禍で厳しい環境にある企業が、抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の事業適応計画(仮称)の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を翌期以後、最大で5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の控除限度額を最大100%(現行：所得金額の50%)とする特例が創設されます。

なお、中小企業等における繰越欠損金の控除限度額(100%控除)に変更はありません。

適用時期

令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額について適用されます。

(5) 自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設

会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付制度」を活用し、買収会社の自社株式等を対価とするM&Aに係る対象会社株主に對する課税については、譲渡した対象会社株式に係る譲渡損益課税の繰延べを認める措置が創設されます。

適用時期

令和3年4月1日以後に譲渡した対象株式会社に係る譲渡損益課税について適用されます。

3 グリーン社会の実現

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制措置の創設

外債務、偶発債務等)に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合取得価額が10億円以下の場合に限り、中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等取得した場合に即時償却又は10%(資本金3,000万円超1億円以下は7%)の税額控除が適用できる中小企業経営強化税制について、対象に経営資源集約化設備(仮称)を追加した上で、適用期限が2年間延長されます。

なお、この準備金は、5年間の据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとなります。

適用時期

中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に同法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業が他の法人の株式等を取引した場合に適用されます。

(6) 中小企業防災・減災投資促進税制の見直し及び延長

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業が中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた計画に事業継続力強化設備等として記載された一定の防災・減災設備を取得等した場合に、取得価額の20%の特別償却が適用できる制度です。

改正案では、頻発する災害に備えた対応力の強化に向けた設備投資を後押しするため、計画の認定期限を設けるとともに、特別償却率の引き下げや対象資産の見直しが行われます。

対象資産の見直し	
対象に加えられた資産	対象から除外される資産
イ 架台(対象資産をかさ上げするために取得等をするものに限る)及び無停電電源装置 ロ 感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ ハ 資本的支出により取得等をする資産	イ 火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッター ロ 資産の取得等に充てたための補助金等の交付を受けて取得等をするもの

(注) 令和5年4月1日以後に取得等をする資産の特別償却率については18%(現行：20%)に引き下げられます。

適用時期

令和5年3月31日までに計画の認定を受け、認定後1年以内に対象資産の取得等をした場合に適用されます。

II 所得税関係

(1) 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととされていますが、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しないように見直されます。

【退職所得課税の見直し（2分の1課税の適用関係）】			
	従業員		役員等
勤続年数	退職所得控除後の残額		—
	300万円 以下の部分	300万円 超の部分	
5年以下	適用あり	(現 行) 適用あり (改正案) 適用なし	適用なし
5年超		適用あり	適用あり

適用時期

令和4年分以後の所得税に適用されます。

(2) 住宅ローン控除の見直し

住宅ローン控除については、控除期間13年間の特例の適用期限を1年間延長し、一定期間新築は令和2年10月～令和3年9月末、それ以外は令和2年12月

◆ 都税事務所からのお知らせ ◆

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、郵送や電子申告による
お手続き・キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続きできる仕組みを設けております。以下のお手続きをぜひご利用ください。

◆ 来所不要な手続 例えば…

申告

- ✓ eLTAX
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

証明申請

- ✓ 郵送 〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター

納付

- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ ネットバンキング（モバイルバンキング）
- ✓ クレジット納付
- ✓ eLTAX
- ✓ 口座振替

申請・届出

- ✓ eLTAX
- ✓ 東京共同電子申請 届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

◆ 来所される場合は… ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。
混雑を避けるため、事前にチェックを!! ▶



※ 各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。

都税事務所 混雑緩和

検索

Ⅲ 資産税関係

(1) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特
例制度の見直し

非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度に
ついては、後継者役員要件を見直し、次の場合
には、後継者が被相続人の相続開始の直前に特
例認定承継会社の役員でないときでも、同制度
の適用を受けることができるようになります。
①被相続人が70歳未満（現行：60歳未満で死亡
した場合）
②後継者が中小企業における経営承継円滑化に
関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に
特例後継者として記載されている者である場合

適用時期

令和3年4月1日以後の相続について適用されます。

(2) 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に
係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長
直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の
一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置に
ついて、節税的な利用を防止する観点から、以
下の見直しを行った上で、それぞれ適用期限が
2年間延長されます。
①教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
贈与者死亡時の残高（現行：死亡前3年以内の
贈与に係る残高）を、その死亡の日までの年数に
かわらず相続財産に加算（受贈者が、23歳未満

学校等に在学中、教育訓練給付金の支給対象と
なる教育訓練を受講している場合を除きます）す
るよう見直されます。
また、受贈者が贈与者の孫等である場合、贈
与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算を
適用するよう見直されます。
②結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の
非課税措置
受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時
の残高に係る相続税額に2割加算を適用するよう
見直されます。また、受贈者の年齢要件の下限が18
歳以上（現行：20歳以上）に引き下げられます。

適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されます。
ただし、①、②の改正は、令和3年4月1日以後
の贈与について、②の受贈者の年齢要件は、令和
4年4月1日以後の贈与について適用されます。

(3) 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し
①住宅等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置
直系尊属から住宅等資金の贈与を受けた場合の贈
与税の非課税措置について、令和3年4月1日から
令和3年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に
係る契約を締結した場合の非課税限度額が、令和2
年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課
税限度額（1,500万円・
1,000万円）と同額に据
え置かれます。
②住宅用家屋の床面積要
件の下限の引き下げ
受贈者が贈与を受けた
年分の所得税の合計所得
金額が1,000万円以下
である場合には、住宅用家
屋の床面積要件の下限が
40㎡以上（現行：所得要件
2,000万円以下、床面
積要件の下限50㎡以上）に
引き下げられます。

【住宅取得等資金に係る贈与税の非課税限度額】

	現行	改正案
消費税率10%が適用され る住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅用家屋の 新築等	800万円	1,000万円

（注）上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフ
リーの住宅用家屋に係る非課税限度額です。一般の住宅用
家屋に係る非課税限度額は、表の非課税限度額からそれぞ
れ500万円減の額となります。

Ⅳ その他

適用時期

令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅
取得等資金に係る贈与税について適用されます。

(1) 土地に係る固定資産税等の課税標準額の据え置き

令和3年度は3年に1度の固定資産評価替
えの年に当たりますが、評価替えによる評価額
の上昇に伴う税負担の激変を緩和する現行の負
担調整措置が令和5年度まで延長されます。そ
の上で、令和3年度に限り、税額が増加する宅
地等負担水準が商業地等は60%未満、それ以
外は100%未満に限る）及び農地（負担水準が
100%未満に限る）については、令和2年度の
課税標準額と同額とされます。
※負担水準とは、「前年度の課税標準額÷今年度の評価額×100」で算出
された割合（%）をいいます。

適用時期

現行の負担調整措置は、令和5年度まで延長されます。

(2) 国税関係書類における押印義務の見直し

納税環境のデジタル化を推進する観点から、
税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税
者等の押印を求めているものについては、原則、
押印義務が廃止されます。
ただし、現行、実
印による押印・印鑑
証明書の添付を求め
ている国税関係書類
については、引き続
き押印・印鑑証明書
の添付が求められま
す。

適用時期

令和3年4月1日
以後に提出する国
税関係書類につい
て適用されます。

【国税関係書類における押印義務の見直し】

	国税関係書類	押印
原則	全般（確定申告書、給与所得者の 扶養控除等申告書 など）	不要
例外	担保提供関係書類（不動産抵当権設 定登記承諾書、第三者による納税 保証書 など）	必要
	遺産分割協議書（相続税・贈与税の 特例における添付書類 など）	必要

（注）上記の見直しによって押印が不要となる国税関係書
類については、施行日前においても、運用上、押印がな
くとも改めて求めないこととされます。

*令和2年12月21日に閣議決定された令和3年度税制改正大綱等に基づいています。
今後の国会審議等にご留意ください。

税理士会ニュース

今回は、所得拡大促進税制について説明した
と思います。

以前にもこの税制について説明させていただ
きました。令和3年度の税制改正により、制度
の枠組みは現行制度を維持しつつ、賃上げだけ
でなく、雇用を増加させる企業を下支えする観
点から、適用要件等を見直したうえで適用期限
が2年延長されました。

現行制度では
・継続雇用者給与等支給額が前年度比で一・五
％以上
・給与等支給総額（企業全体の給与）が前年度以上
と両方の要件を満たさなければ適用されません
が、今回の改正で
・給与等支給総額（企業全体の給与）が前年比で
一・五％以上
とシンプルでわかりやすくなりました。

継続雇
用者の対比が外れましたので、新規雇用者の給
与もカウントできることとなります。税額控除
限度額は現行の15％が上限です。
上乗せ要件も緩和され、現行制度は、「継続雇
用者給与等支給額が前年度比で二・五％以上」と
されていたが「給与等支給総額が前年度比
で二・五％以上」となり、税額控除限度額は現行
の25％が上限となります。

適用時期は令和3年4月1日から令和5年三
月三十一日までの間に開始する各事業年度に適
用されます。
コロナ禍で労働者を取り巻く環境が大きく変
化する中、企業が新しい社会へ適用するため
は、事業や構造を革新する新たな人材の獲得及
び人材育成の強化が重要で
あり、企業の採用状況が悪化
する中で第二の就職氷河期
を作らないことも重要であ
ると思います。



渡辺浩章 広報部長

企業訪問

がんばる

社長さん こんにちは

株式会社伊東



代表取締役
伊東 祥明

大泉町 2-59-3
電話 03-3924-9222 (代)

先代から現在の自分

練馬西法人会の皆様第七支部の伊東です。弊社は昭和三十九年に文京区から練馬区へ引っ越してきました。創業五十七年目になります。

先代の実家が公衆浴場、いわゆる銭湯でした。燃料の薪を運ぶため一トントラックを二台持っていました。たまたま、道路の向かい側に共同印刷株式会社があり、その総務部長さんから、うちの商品配達してくれませんかとお話があり、そこから運送屋になるきっかけになりました。



時の波を乗り越え未来へ

第1支部

有限会社ベラテック



代表取締役
五十嵐 秋良

東大泉 6-18-9
電話 03-6318-5418

大泉学園の建物清掃管理

ここ一年のコロナ禍における中小企業への負担は類を見ない打撃を受けています。そんな中、弊社の業務主体である「清掃」は多くのお客様に助けられ日々サービスを提供させて頂いておりますことをここに感謝申し上げます。

私共有限会社ベラテックは平成三年三月に設立し、ここ大泉学園に居を構え今日に至っております。

私自身現場に赴き、あらゆる清掃に関する業務を行ってきましたが、同じ現場に行ってもその時により毎回「汚れの種類」は変わっていきます。

ゴミ袋からシミ出た油が混じった廃液、枯葉、汚物、ガムなど挙げたらキリがありません。そして今日でよく見られる「汚れ」がアルコール消毒の液体です。消毒というくらいですから液性は非常に強いのです。みなさんこれを手に付けた時に床に垂らしてしまうのです。その時は何でもありませんが時間が



変化する汚れの種類に対応し進化

した。「働けば働くほど稼げたよ、しかし休みなんで無かったけどな五十万円以上稼いでいた」と言っていました。

現在の価値で換算すると凄かったと思います。自分は平成二十七年五月より代表になりましたが、恥ずかしながら業務を三分の一まで縮小することになりました。単なる力不足によるものです。

現在、運送業界を取り巻く環境がよくありません。人手不足、社員の高齢化、トラックなどの運搬用具の価格高騰、広告費用などで利益を出すのが難しくなっている状況にあります。新型コロナウイルスの影響もありギリギリのところを凌いでいます。明るい未来が来るのを希望します。

練馬西法人会の会員の皆様、事務局の皆様今後とも宜しくお願いいたします。

第7支部

株式会社吉田クリーニング商会



代表取締役
吉田 明生

大泉町 4-39-16
電話 03-3924-5901

地域に貢献出来る会社を目指して

弊社は先代である父が一九六七年にここ練馬の地で創業しました。

主にお店で受けるホームクリーニングや外交業務の他、クリーニング施設を持たないクリーニング店舗さんからの業務委託や、都心部のタワーマンションのコンシェルジュサービスのクリーニング業務委託をさ

せて頂いております。

創業当時は二十坪以下の土地で始めたにも関わらず、今から三十年前にちょうど良いタイミングで運良く隣家が売りに出され作業場の規模を三倍に拡大出来ました。

その少し後に高校を卒業した私が入社することにもなりました。順調に業務を拡大する中で、法人化もする事が出来ました。しかしながら古い和装建築の一階を改築した作業場は耐震構造に不安を抱えていた為、十二年前思い切って三階建てのビルに改築する事となりました。

無事に工事を終え、ようやく仕事が落ち着いてきた二〇二一年にあの東日本大震災が起きましたが、有難い事に建て替えたビルはかなり太い柱の鉄骨造りだった為、びくともしませんでした。これまでの歴史を思えば、先代の社長の日々の努力が運を呼び寄せ、良いタイミングで事業を拡大する事が出来たのではないかと思います。

平成二十七年に先代が高齢になった事もあり、代表取締役に就任させて頂きました。

コロナ禍の中で業界全体としても大変厳しい状況ではありますが、弊社のモットーである親切、丁寧、本格派の言葉通り、全てのお客様に親切であり、丁寧な仕事を心がけ、先代の志を継ぎ更なる発展をし、地域に貢献できるように頑張ります。



信頼と実績で地域に貢献

経過すると床に付着した液体は白化しさらに浸透しダメージを負ってしまいます。なので消毒液の床に一枚使い捨ての布切れ、厚紙などを敷くことをお勧めします。そういった建物の価値を守るご提案ができるのも私たちの強みです。

汚れは常に変化します。清掃のノウハウも日々進化します。ベラテックは皆様のご指導を賜りながら常に進化し、多くのお客様に安心、安全、快適、清潔な建物の環境をつくり、かつ維持していくことにより、住人や企業、店舗の「顔づくり」をお手伝いしていきます。

また私たちは、お客様の居住スペースやオフィス、店舗のイメージアップに大きく貢献することを意識しながら仕事を進めています。

第1支部

株式会社大泉自動車教習所



代表取締役
加藤 浩一

東大泉 6-34-1
電話 03-3922-2917

運転を学ぶ楽しさを感じて！

当社は昭和三十八年に父が設立し、今年で五十八年目を迎えます。設立当初から普通自動車運転免許の教習所として営業して参りました。免許取得は若年層が主体となりますが、近年は高齢ドライバーも増加傾向にあることから七十歳以上の方を対象とした高齢者講習も事業の重要な柱となつてき

ています。また、ペーパードライバー教習や企業研修も大変需要が増えてきている状況にあります。



運転の楽しさを快適な環境で

当社は、一昨年の春に大規模なリノベーション工事を行い、古くなった建物のメンテナンスはもちろんですが、自動車教習所の在り方を再考する契機とするため、お客様満足度(CS)と従業員満足度(ES)の双方の充実を目指しています。その上で、近年の身分証明書としてのみ免許を取得する、運転リスク回避のため運転は可能な限り控えたいと望む若者の行動を変革したいと考えています。一生に一度の教習の場、出来るだけ楽しく通って学んで頂きたいという願いから、おしゃれなカフェ風の内装で居心地の良さを追求し、また事務所内の人の流れ(導線)を工夫して従業員と教習生が気軽に接することが出来るようにしました。昨今話題となっているライフワークバランスなど時代と共に変化する価値感を取り入れつつ、教習生に車を運転する楽しさを学んでもらうと同時に、従業員にも運転を指導する楽しさを実感してもらえようという進歩系教習所を目指して努力していますので、今後とも宜しくお願いいたします。

株式・配当・利子と税

株式等譲渡益課税制度

株式等の譲渡益は、原則として確定申告が必要となり、金融商品取引業者等のどのような口座で取引したかによって手続き異なります。

- 「株式等」とは、株式、投資信託、公社債などをいいます。
- 株式等を売却し、譲渡益が発生した場合は、原則として確定申告が必要となり、上場株式等（上場株式、公募投資信託、国債、地方債、公募公社債など）の譲渡益と一般株式等（上場株式等以外の株式等）の譲渡益をそれぞれ他の所得と区分して税額を計算します。
- 金融商品取引業者等を通じた上場株式等の取引には、「一般口座」、「特定口座」、「非課税口座（NISA・つみたてNISA）」及び「未成年者口座（ジュニアNISA）」での取引があります。

株式等の譲渡益に係る所得税額（住民税額）の計算方法

$$\text{譲渡価額} - (\text{取得費} + \text{委託手数料等}) = \text{譲渡益} \quad \text{譲渡益} \times \text{所得税 } 15\% (\text{ほかに住民税 } 5\%) = \text{所得税額 (住民税額)}$$

注1：2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等を売却した場合の「取得費」は、総平均法に準ずる方法によって算出した1単位当たりの金額を基として計算します
注2：確定申告や源泉徴収の際には、所得税のほか復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます

一般口座

- 「一般口座」での取引は、自身で年間の譲渡損益を計算し、確定申告する必要があります。

特定口座

- 「特定口座」での取引は、「簡易申告口座」か「源泉徴収口座」を選択することができます。
- 「簡易申告口座」の場合は、金融商品取引業者等から送付される「特定口座年間取引報告書」により簡易に申告できます。
- 「源泉徴収口座」の場合は、その口座内における譲渡益について、申告不要を選択できます。

注：「源泉徴収口座」における上場株式等の譲渡所得等は、住民税において所得税と異なる課税方式を選択できる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村の窓口にお尋ねください。

上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

- 金融商品取引業者等を通じて上場株式等を売却したことにより生じた損失の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等の利子等・配当等と損益通算することができます。
- また、損益通算しても控除しきれない損失は、翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等の譲渡益及び上場株式等の利子等・配当等から繰越控除することができます。

注：上場株式等の利子等・配当等のうち、上場株式等の配当等（配当所得）については、申告分離課税を選択したものに限りです。

- 損益通算をするためには、その適用をしようとする年分の確定申告書に、損益通算の適用をしようとする旨を記載し、かつ、一定の書類を添付する必要があります。
- また、繰越控除をするためには、譲渡損失の金額が生じた年分に一定の書類を添付した確定申告書を提出するとともに、その後の年において、連続して一定の書類を添付した確定申告書を提出する必要があります。
- 源泉徴収口座に上場株式等の利子等・配当等を受け入れた場合は、確定申告せずに同一口座内の譲渡損失の金額と損益通算することができます。

NISA・つみたてNISA 及びジュニアNISA

- それぞれの概要の詳細は、国税庁ホームページ「暮らしの税情報」→「暮らしの中の税」→株式・配当・利子と税をご覧ください。

国税庁ホームページ
「暮らしの税情報」はこちら



利子等・配当等の課税関係

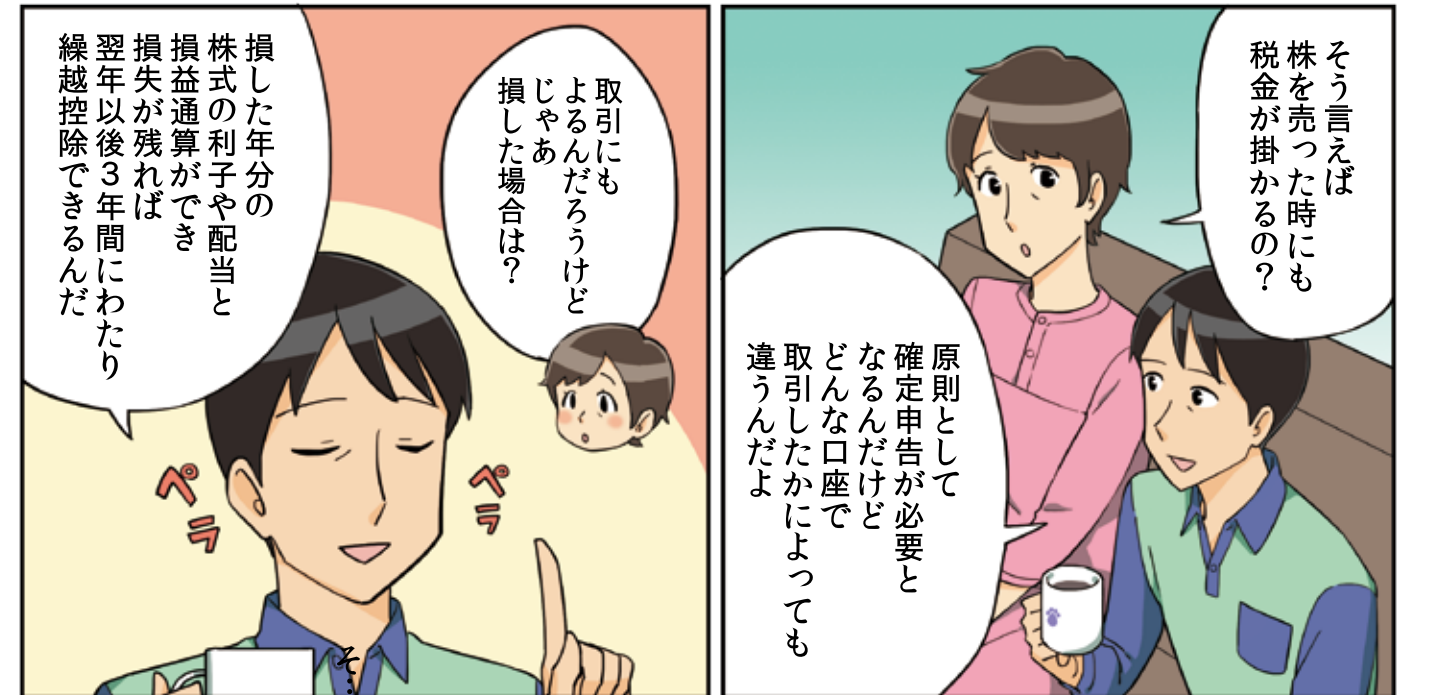
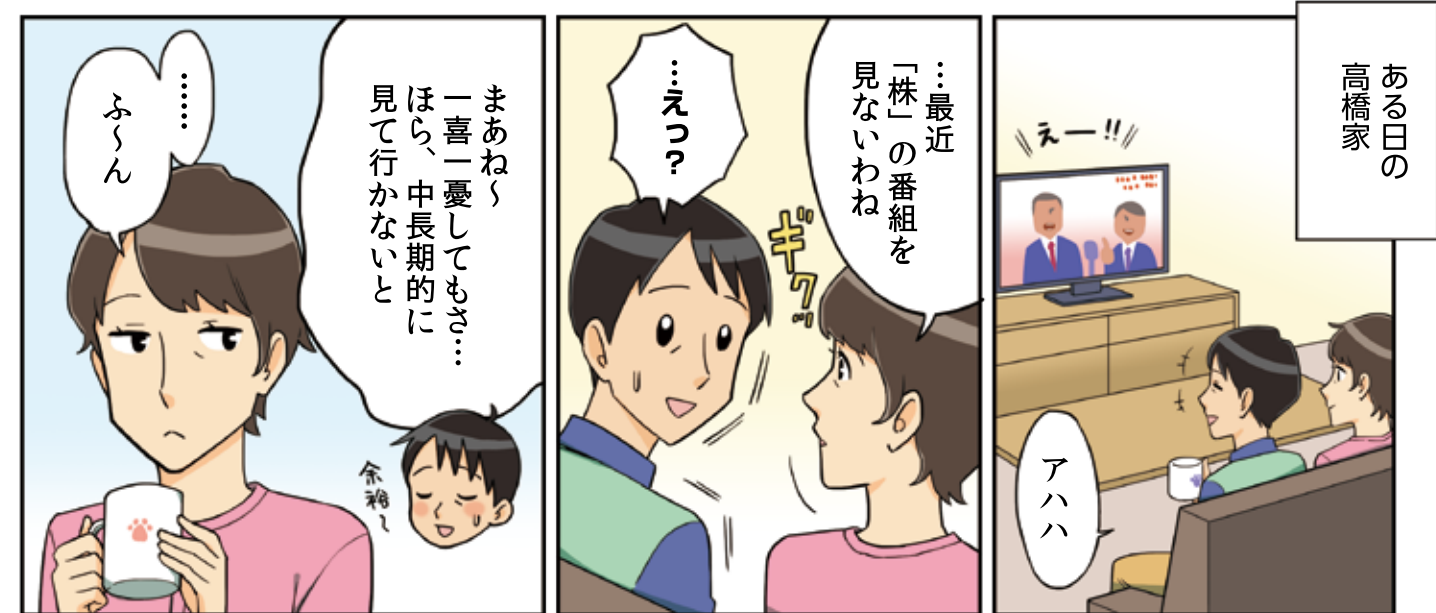
株式の配当や特定公社債の利子は確定申告することが原則ですが、確定申告不要制度を選択することができます。なお、預貯金の利子は申告不要です。

預貯金等の利子等、株式等の利子等、配当等に対する税金

- 預貯金の利子、株式、配当等に関する税金の詳細は、上記と同様に、国税庁ホームページ「暮らしの税情報」→「暮らしの中の税」→株式・配当・利子と税をご確認ください。

高橋家の暮らしと税

その13 株を売ったとき 損したとき



優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は

特 退 共



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp/>



部会・委員会活動報告 2021.2.10 ~ 2021.4.23

経営セミナー



セミナー風景

日時 令和3年3月17日(水)
場所 練馬西法人会事務局
人数 7名

練馬西税務署へ花鉢寄贈

日時 令和3年2月10日(水)
場所 練馬西税務署



高橋会長(左) 大久保署長(右) 田中青年部会長(左) 吉澤副署長(右)

女性部会 報告会



報告会の様子

日時 令和3年4月21日(水)
場所 勤労福祉会館
人数 23名



本橋部会長の挨拶

30周年打ち合わせゴルフコンペ



参加者の皆さん

日時 令和3年4月6日(火)
場所 おおむらさきゴルフ倶楽部
人数 15名

青年部会 報告会



報告会参加の皆さん

日時 令和3年4月23日(金)
場所 OZバンケットホール
人数 36名



田中部会長の挨拶

源泉部会 報告会



新役員の皆さん

日時 令和3年4月22日(木)
場所 勤労福祉会館
人数 26名



浅井部会長の挨拶

お知らせ

まだ「委任状」未提出の方は急ぎ、ご投函
くださいますようお願い申し上げます。

※出・欠は五月二十一日(金)までにお願ひします。
(但し、正会員の方の欠席の場合は委任状に署名願ひします)
新型コロナウイルス感染予防の為、
「懇談会」は中止いたします。

- 議案
- ① 令和二年度事業報告承認の件
 - ② 令和二年度決算報告承認の件
 - ③ 任期満了に伴う理事・監事選出の件
- 報告事項
- ① 令和三年度事業計画
 - ② 令和三年度収支予算

● 第十回 通常総会開催のご案内

会員各位には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、本会の第十回通常総会を左記により開催いたします。
ご多用中のこととは存じますが、万障お繰り合わせの
うえ、ご出席を賜りたくご案内申し上げます。なお、議
案等の内容については、練馬西法人会のホームページに
五月十八日(火)頃掲載いたしますのでご活用ください。

一、日時 令和三年六月七日(月)午後四時
一、場所 練馬区立勤労福祉会館
東大泉五丁目四十一番三六
☎三九二二一五五一

第9回30周年記念
チャリティゴルフ大会

- 開催日 令和3年10月19日(火)
- 場 所 おおむらさきゴルフ倶楽部
※30周年記念大会の為、
会場が変更になりました。



2021年7月生活習慣病検診日程

- 日付 2021年7月7日(水)
- 会 場 JA東京あおば大泉支店
- 日付 2021年7月21日(水)
- 会 場 JA東京あおば大泉支店
- 日付 2021年7月12日(月)
- 会 場 ホテルカデンツァ東京
- 日付 2021年7月20日(火)
- 会 場 ホテルカデンツァ東京

※詳細は、後日案内させていただきます。



駅前清掃

- 開催日 令和3年6月12日(土)
- 場 所 大泉学園駅南口
石神井公園駅北口
上石神井駅北口
武蔵関駅南口
- 時 間 午前8時から
午前9時

※雨天の場合6月19日(土)です。
コロナ感染症予防の為マスク着用で
お願いいたします。



第122号

発行日
令和3年5月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電 話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
Eメール: oizumi-nishinerima@
wing.ocn.ne.jp
http://www.nerimanishi-
houjinkai.or.jp
発行責任者 高橋 利充
編集責任者 丸山 晶子



本誌は、FSC認証用紙、環境に優れた
インキを使用しています。

編集後記

広報委員会では、リモート会議を重ねてまいりました。
当初は戸惑っていた方も回数を重ねる度徐々に
慣れていき、積極的に参加してくれました。
丸山委員長率いる広報委員会では、明るい笑い
声と共に活発な意見が飛び交いました。
時代が紙から、スマートフォンへと移り変わる
ように、思いきって、いずみの発行を年四回から三
回に変更し、その費用含めホームページをスマー
トフォンに対応出来るよう、一新することにした
ました。

また、三十周年を盛り上げるため、川柳特別委
員会を結成し、広く川柳を募ることにしました。
テーマは法人会や税です。ふるってご応募くださ
い。来年の三十周年記念式典にて大賞を発表する
予定です。

二年間という期間は、とても楽しく、とても勉
強になり、あつと言いつきに終わりました。
また、いつか皆様とともに我が法人会の発展の
ため、一枚岩となり取り組めたら良いな、と考
えております。どうも有難うございました。

広報委員 日高 浩



お題

- 練馬西法人会30周年
- 税金に関すること

練馬西法人会30周年を記念し、川柳を募集いたします。
皆様のご応募をお待ちしております。

応募締切：2021年10月31日(日)

練馬西
野菜も育つ
暮らしの地

生活と
繋がりに
三十年

税金を
大事に使う
暮らしの知

練馬の地
暮らしを
皆の税

例

●表彰

・会長賞・税務署長賞・優秀賞・金賞・佳作・他

●応募要項

- ① どなたでもご応募いただけます。
- ② 応募作品は自作で未発表のものとしします。
- ③ 応募の数の制限はありません。
- ④ 入賞作品の使用権(無償)は練馬西法人会に帰属します。

●応募方法

下記宛先に、ハガキまたはFAXにて川柳作品、お名前、ご連絡
先をご記入の上ご応募下さい。練馬西法人会ホームページの
専用応募フォームからでも応募いただけます。

※当会は、応募に係わる個人情報を入賞された応募者への連絡のために
利用し、それ以外の目的で使用する事は一切ございません。

●応募先

公益社団法人 練馬西法人会
〒178-0063 東京都練馬区東大泉6-47-15「川柳応募係」宛

●結果発表

令和4年1月26日(水) 30周年記念式典にて発表(予定)
ホームページにおいても2月上旬より発表いたします。

練馬西法人会30周年記念
川柳大募集！

五七五



お問合せ 公益社団法人 練馬西法人会

〒178-0063 東京都練馬区東大泉6-47-15
電話：03(3923)7272 FAX：03(3923)7285

故事名言

【泣いて馬謖を斬る】

私情においては忿びがたいが、規律を守るためにやむを得ず愛する者を処分すること。「涙を揮って馬謖を斬る」ともいう。三国志によると、蜀の建興五年、諸葛孔明は魏を討とうと軍を祁山に進めて陣をしいた。このとき魏は司馬懿達を用い、二十万野大軍で、防ごうとした。孔明はこれを破る作戦ができていたが、もし祁山の東北の街亭を魏軍におさえられると糧秣の輸送が絶たれるので、これを誰に守らせようかと苦慮していた。すると、孔明の親友だった馬良の弟馬謖が「ぜひ、自分に守らせてほしい」と願った。孔明は仲達と対抗させるには役不足とあやぶんだが「失敗したら一族を罰しても恨みに思わない」と懇願するので「そのことばに間違いはないな」と念をおして、馬謖に二万の兵をあずけ、とくに王平を選んで副将につけ、必ず山麓の道を死守せよと命じた。馬良が街亭に来てみると三方が絶壁になっていて、敵をひきつけて討つには絶好の地なので、王平の諫めもきかず、孔明の指示に背いて、山上に陣どつた。その結果、蜀軍は山麓を包囲され水を絶たれてしまった。そして苦しさのあまり、山をかけ降りたところを討たれ、惨敗して街亭は完全に魏軍に占領されてしまった。孔明はやむなく全軍を一時漢中に退却させたが、惨敗の責を問うて馬謖に斬罪を申し渡した。「この非常時に馬謖のような有能の士を失うことは国家大損失だ」といつて止める人もいたが、孔明は「彼は惜しむべき男だ。彼を失うことは国家の損失だが、私情をはさんで馬謖を斬らなければ軍の規律は守れない。斬らないことは更に大きな損失を招くことになる。惜しむべき者なればこそ、断じて斬つて大義を正さねばならない」といつて、ついに馬謖を斬らせた。そのあとで孔明は「馬謖よ許せ、ほんとうの罪は自分にある。お前の力を見抜けなくて街亭に行かせたのが悪かった。しかし自分はこの首をはねることもできない。生きて蜀のために、お前の死を活かさねばならぬからだ」と床に伏して泣いた。蜀の将兵で孔明の心中を察して泣かないものはなかったという。

これから泣いて馬謖を斬る」のことばができたが、このことばは現在の日本にはまるで通用しない。政治屋は収賄、贈賄、脱税、汚職、選挙違反とどんな悪い事を重ねても、未だ斬られた党員もなく、斬つた党首もいない。悪事を犯した者が謹慎の形をとつて一時政党を離れたかの如く見えても、二、三月もすれば大歓迎で迎えられ、赤いじゅうたんの上を歩くのが常である。

副会長 荒井秋海

マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。
(会員・非会員の方、問わず利用できます)

利率 **1.21%**

(2021年4月1日現在)

- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給 40%
- ※利用できる方: 従業員 20 名以下
(商業・サービス業 5 名以下)
- ※1 年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

窓口
専門相談

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員:弁護士

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員:税理士

相談
無料

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民産業プラザ内 電話 **3994-6521** FAX **3994-6589**

●表紙の人

東和開発株式会社 sumica 武蔵関支店 古川 真帆さん
練馬区関町北四一四一十七 エントレ武蔵関二階

Q 毎日お仕事をされている中での手応えや楽しさ、喜びを感じる瞬間について。

A お客様からの声で「他の不動産屋さんより丁寧案内していただいて助かりました」や、「女性ならではの柔らかな印象や対応が良かった」と言ってくれた時が嬉しかったです。

Q 今までどのような気持ちを持って取り組まれてきたか。

A お客様の条件を伺うのは勿論のことですが、物件資料の情報提供した時や、内見時のお客様の表情や些細な発言を意識し、よりお客様の希望に沿える様にご提案しています。

Q この職種ならではの醍醐味など、他の職種では体験できないような事について。

A ご希望を伺い物件のご案内や検討を重ね、ご成約までにかかる期間が長く、他の職種に比べお客様と接する時間も長いです。そのため、お客様がストレスに感じないよう配慮し、接客することを心がけています。その結果、ご成約できた際には大きな達成感を覚えます。

Q 仕事を離れたところでの趣味、息抜きなどについて。

A 音楽が好きなので、店舗でお気に入りの音楽を皆で順番に流したりすることが息抜きになっていたり、お仕事が終わってからは一人カラオケが好きで、結構な熱量をもって練習しています。

